



鳥取県公報

平成 24 年 9 月 21 日 (金)
第 8 4 3 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (649) (障がい福祉課) 2 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (650) (子ども発達支援課) 2 とっとりバイオフロンティアの利用料金の一部改正 (651) (産業振興総室) 2 貸付金の元利償還金の収納事務の委託 (652) (教育委員会人権教育課) 5
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (景観まちづくり課) 6 大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (〃) 6 平成24年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度、短大卒業程度) の実施 (人事委員会事務局任用課) 7
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (畜産課) 10

告 示

鳥取県告示第649号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
有限会社な はな薬局 代表取締役 三宅 剛博	西伯郡伯耆町大原 930-2	なのはな薬局	西伯郡伯耆町大原 930-2	更生医療	平成24年9月 11日

鳥取県告示第650号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所 在 地	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	支援の種類
スマイルセン ター株式会社	鳥取市気高町北浜 三丁目158	スマイルセン ター吉方温泉	鳥取市吉方温泉 一丁目122	平成24年9月 9日	児童発達支援、放課 後等デイサービス

鳥取県告示第651号

平成23年鳥取県告示第162号（とっとりバイオフロンティアの利用料金について）により告示した利用料金を変更することについて、とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第46号）第13条第2項の規定に基づき平成24年9月21日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成24年9月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 利用料金 (1) 施設利用料等	1 利用料金 (1) 施設利用料等

ア・イ 略

ウ 実験動物の給餌、給水並びにケージの交換、滅菌及び洗浄等

区分	利用料
1 日につき 50 ケージま での利用に 係る部分	1 ケージ 1 日につき 200円
1 日につき 50 ケージを 超える利用 に係る部分	略

備考 略

(2) 設備利用料

ア 略

イ 開放機器

区分	利用料
別記 1 に掲げる設備	機器を個別に使用する場合 1 機器 1 時間につき 100円
	一般機器を一括して使用する場合 1 日につき 1,000円 (4 時間以内の場合 500円)
	略
別記 2 に掲げる設備	1 区画 1 日につき 100円
別記 3 に掲げる設備	1 機器 1 日につき 100円

備考

- 略
- 利用料が 1 日当たりで計算される場合について、1 日は午前 9 時から起算するものとし、利用期間が 1 日未満であるとき、又は利用期間に 1 日未満の端数があるときは、1 日として計算するものとする。

2 略

ア・イ 略

ウ 実験動物の給餌、給水並びにケージの交換、滅菌及び洗浄等

区分	利用料
1 日につき 20 ケージま での利用に 係る部分	1 ケージ 1 日につき 700円
1 日につき 20 ケージを 超える利用 に係る部分	略

備考 略

(2) 設備利用料

ア 略

イ 開放機器

区分	利用料
別記に掲げる設備	機器を個別に使用する場合 1 機器 1 時間につき 100円
	略
冷蔵庫、冷凍庫	1 区画 1 日につき 100円
CO2 インキュベーター、液体窒素凍結保存容器	1 機器 1 日につき 100円

備考

- 略
- 利用料が 1 日当たりで計算される場合について、利用期間が 1 日未満であるとき、又は利用期間に 1 日未満の端数があるときは、1 日として計算するものとする。

2 略

別記

- クリーンベンチ
- 安全キャビネット
- ドラフトチャンバー
- オートクレーブ
- 乾熱滅菌乾燥機
- 冷却振とう培養機

大腸菌培養用インキュベーター

共焦点顕微鏡

染色体解析専用顕微鏡

動物麻酔器

血液生化学分析器

細胞分析機器

遺伝子実験機器

サンプル粉碎機器

切片作成機器

遠心分離機

顕微鏡

P C R

分光光度計

別記 1

1 一般機器

クリーンベンチ

安全キャビネット

ドラフトチャンバー

オートクレーブ

乾熱滅菌乾燥機

小型冷却遠心機

スイング型冷却遠心機

大型遠心分離機

遺伝子導入装置

倒立型蛍光顕微鏡

倒立型生物顕微鏡

実体顕微鏡

生物顕微鏡

オールインワン顕微鏡

ゲル撮影装置

微量サンプル計測設備

P C R マシン

分光光度計

2 専門機器

リアルタイム P C R

パラフィン包埋ブロック作製装置

ミクロトーム

遺伝子抽出装置

感染防止対策用クリオスタット

プレートリーダー

マイクロダイセクション

共焦点顕微鏡

染色体解析専用顕微鏡

小型動物麻酔器

動物組織固定装置

密閉式自動固定包埋装置
バイオサンプル粉碎装置
全自動万能型回転マイクロトーム
パラフィン溶融器
パラフィン伸展器
インキュベータ顕微鏡
超遠心分離機
血液生化学分析機
多検体サンプル粉碎器
発光ライブセルイメージングシステム
培養細胞リアルタイム発光計測装置
化学発光・蛍光検出機
超音波サンプル粉碎器
セルアナライザ
高感度冷却CCDカメラ
プログラムフリーザー

別記 2

薬用冷蔵ショーケース
薬用保冷庫
超低温フリーザ
フリーザ
薬品器具棚
細胞保存用液体窒素タンク

別記 3

冷却小型振とう培養器
冷却大型振とう培養器
大腸菌培養用インキュベーター
CO₂インキュベーター

附 則

この告示は、平成24年9月21日から施行する。

鳥取県告示第652号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年9月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

中央債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県進学奨励資金（奨学生決定番号3620063、3620142、3620200、3620229、3620233、3630001、3630034、3630047、3630083、3630121、3630221、3630227、3630274、4010030、4010044、4010082、4010115、4010193、

4010196、4010216、4020038、4020053、4020069、4020085、4020105、4020111、4020119、4020123、4020146、4020159、4020180、4020188、4020190、4020237、4030087、4030100、4030110、4030115、4030169、4030231、4040112、4040127、4040150、4040181、4040182、4040187、4050203、4040228、4040238、4050040、4050076、4050116、4050167、4050192、4050217、4050233、4050249、4050255、4050275、4060047、4060097、4060101、4060113、4060119、4060157、4060216、4060227、4070065、4070077、4070207、4070210、4070220、4070222、4070229、4070240、4070253、4070266、4080029、4080078、4080090、4080098、4080146、4080158、4080161、4080171、4080215、4090079、4090095、4090109、4090153、4090172、4090187、4090202、4100088、4100108、4100130、4100152、4100159、4100173、4100187、4100199、4100212、4100228、4100236、4110028、4110127、4110173、4110191、4110203、4080068、4110082、4120005、4090069、4120011、4110055、4130226、4120048、4120069、4120097、4120116、4120118、4120123、4120139、4120193、4120204、4130021、4130065、4130078、4130118、4130119、4130253) 及び鳥取県育英奨学資金(奨学生決定番号4141101、4141131、4141149、4151007、4151204、4151312、4161017、4161206、4161242、4161252、4161377、4161440、4171237、4171315、4171396、4171447、4171453、4171523、4171559、4171614、4171635、4181066、4181279、4181340、4181622、4191083)

3 委託期間

平成24年8月10日から平成25年3月15日まで

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年9月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画緑地8号西町緑地

2 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課(鳥取市東町一丁目220)

平成24年鳥取県公報第8409号で公告したテックランド倉吉店に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例(平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。)第8条第1項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成24年10月5日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年9月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。

2 意見の理由

条例第 3 条に規定する基本方針に適合するものであることが確認されたため

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成25年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成24年 9 月 21 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成24年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度【社会福祉（心理コース）、林業、電気、獣医師】、短大卒業程度【保育士】）

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
社会福祉（心理コース）	2名程度
林業	2名程度
電気	1名程度
獣医師	1名程度
保育士	3名程度

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次の給料月額のほか諸手当が支給される。

- (1) 獣医師 190,600円
- (2) 社会福祉（心理コース）、林業及び電気 172,900円
- (3) 保育士 153,400円

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

- (1) 年齢要件等は、次のとおりであること。
 - ア 獣医師 昭和37年4月2日以降に生まれた者
 - イ 保育士 昭和52年4月2日以降に生まれた者
 - ウ ア及びイに掲げる職以外のもの
 - (ア) 昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者
 - (イ) 平成3年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成25年3月31日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認めるもの
- (2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
社会福祉 （心理コース）	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する者又は平成25年3月31日までに取得する見込みの者であること。

獣医師	獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定により獣医師の免許を受けた者又は平成25年4月1日までに受ける見込みの者であること。
保育士	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項に規定する保育士の登録を受けた者又は平成25年5月31日までに受ける見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成25年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

ア 電気

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、論文試験及び適性検査

イ 保育士

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験及び適性検査

ウ ア及びイに掲げる職以外のもの

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式及び記述式）、論文試験及び適性検査

(注) 論文試験及び作文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、論文試験及び作文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

(2) 試験期日

平成24年11月4日（日）

(3) 試験会場

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（集団討論及び個別面接）

(2) 試験期日

平成24年12月中旬から下旬（予定）

(3) 試験会場

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）又は専門試験（多肢選択式及び記述式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、論文試験、作文試験又は適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）又は専門試験（多肢選択式及び記述式）

の得点にかかわらず、第1次試験において実施する論文試験又は作文試験と第2次試験において実施する人

物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、論文試験、作文試験及び人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成24年11月29日（木）（予定）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成25年1月上旬（予定）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成25年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5の(2)又は(3)に定める期日までにこれらに定める受験資格を取得することができない場合は、この試験に合格しても採用されない。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部及び名古屋代表部において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成24年9月28日（金）から同年10月15日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成24年10月15日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成 24 年 9 月 28 日（金）午前 0 時から同年 10 月 15 日（月）午後 12 時まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話 0857-26-7553 電子メール jinji@pref.tottori.jp）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第 1 次試験の合格発表以降の日程は、予定であり、変更される場合があること。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 9 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|---|--------------------------------|---|
| 1 | 調 達 件 名 及 び 数 量 | 動物用焼却炉購入 一式 |
| 2 | 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 | 随意契約の相手方を決定
した日 | 平成 24 年 8 月 23 日 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 の 名 称
及び所在地 | インシナー工業株式会社福岡支店
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 18-28 |
| 5 | 契 約 金 額 | 27,825,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 随 意 契 約 に よ る 理 由 | 特殊な技術に係る物品等の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定
されているため。（政令第 10 条第 1 項第 1 号） |
| 7 | 契 約 事 務 担 当 部 局 の 名 称
及び所在地 | 鳥取県西部家畜保健衛生所
西伯郡伯耆町金屋谷 1540-17 |